

会 議 録

会議の名称		令和３年度第２回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和３年７月２７日（火） 開会：午後１時３０分　閉会：午後２時４５分		
開催場所		守谷市役所　全員協議会室		
事務局（担当課）		保健福祉部　健幸長寿課		
出席者	委　員	城賀本会長，星野会長代理，高橋委員，宇野委員，柏崎委員， 岩佐委員，吉沼委員，堀込委員，坂本委員，宮原委員，本台委員， 齋藤委員 計１２名		
	その他	守谷市南部地域包括支援センター　石塚管理者，木村保健師 計２名 守谷市北部地域包括支援センター　山下管理者，根本保健師 計２名		
	事務局	稲葉保健福祉部次長兼健幸長寿課長，市村健幸長寿課課長補佐， 宮下係長，平井係長，安藤主任，田村主任 計６名		
公開・非公開 の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０　人
公開不可の場合 はその理由				
会　議　次　第		１　開会 ２　あいさつ ３　報告事項 （１）第７期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における 令和２年度取組内容評価について （２）熱中症訪問経過報告について （３）成年後見制度について ４　その他 ５　閉会		

確　定　年　月　日	会　議　録　署　名
令和　３年　８月　２４日	城賀本　満登

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和2年度取組内容評価について

第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和2年度取組内容評価について説明した。

【主な意見等】

委 員： 基本施策3のサロン活動について、再開出来たところと出来ないところの差はどんなことですか。

事務局： コロナ感染拡大防止の観点から活動を制限しており、サロンの活動内容が健康マージャンを主流にしているサロンはその制限のため活動ができず、差が出ています。

会 長： コロナの影響で人が集まって何かをするというのは難しい状況ですが、委託した地域包括支援センターが以前にも増して活発になっているようなのでこのまま続けていただきたい。

委 員： ここに記載されている事業で、介護保険料が使われている事業を教えてください。

事務局： 介護保険事業計画につきましてはほぼ該当します。この資料では、1ページから5ページの中段までの評価者が健幸長寿課の事業が介護予防に関する事業になりますので、介護保険料が使われています。また、介護保険のサービスについても介護保険料が充てられています。

委 員： 介護保険料の基準額の決め方の計算式について確認させていただきたい。

また、基準額はいくらなんですか。

事務局： 本日配付した守谷市介護保険・高齢者福祉ガイドブックの6ページで確認していただけますが57,600円になります。このガイドブックは今年6月に作成したものですので、今年の金額がわかります。守谷市は県内でも安い金額となっています。

会 長： 57,600円に値上がりしたということですか。

事務局： はい。値上げをしました。

(2) 熱中症予防訪問経過報告について

事務局から熱中症予防訪問の概要について説明した。

守谷市南部地域包括支援センター及び守谷市北部地域包括支援センターから、熱中症予防訪問途中経過及び圏域内の訪問時の様子を報告した。

【主な意見等】

委員： 両包括とも資料の1. 訪問実績の不在件数のうち再訪問した件数が2. 訪問後の経過の再訪問／電話ということですか。

南部： 訪問した中で、フォローが必要と判断し、再訪問予定とした件数が2の訪問後の再訪問の欄に記載してあります。1度訪問して不在だったお宅にも2回目の訪問をするのですが、まだ1回目の訪問途中なので2回目はこれからです。

会長： 今は詐欺などもあり、自宅訪問は難しいと思いますが、広報紙以外に身分証明書などはあるのですか。

南部： 今年から、市の委託を受けているという証明書を市から発行してもらい、それと法人の名札を提示しています。

委員： 民生委員にも訪問に帯同してもらえるようお願いしていますか。

南部： 民生委員さんの会議の際に、一緒に訪問した方が良いと思われる場合には、期限までに民生委員さんから連絡をいただけるよう依頼し、一緒に訪問したケースもあります。

会長： 顔見知りの方が一緒にいるというのは安心できていいですね。

(3) 成年後見制度について

成年後見制度、利用促進のための取組みについて説明した。

【主な意見等】

委員： ご本人が入院中で預金を下ろすことができず、代わりにご家族が下ろそうとしてもできない場合に、直近でやれること、早急な対応としてはどんなことがありますか。

事務局： ご本人の置かれた環境、判断能力の状態により、一番有益な方法が、成年後見制度なのか、日常生活自立支援なのかを知る上でも相談が大切になってきます。

委員： 資料No.4－②の目指す姿の中に、日常生活自立支援等の代替制度の利用とありますが、具体的にどのような代替制度を利用すると目指す姿になるのか教えていただきたい。

事務局： 日常生活自立支援と成年後見制度の違いには、本人が契約後、お願いしたい内容の意思がはっきりわかる判断能力の有無があります。日常生活自立支援は、契約の締結、契約の解約を本人に代わって行うことができません。成年後見制度にも成年後見という段階だけでなく、保佐や補助という段階もあるので、相談機能を有しているところだけでなく、本人を普段

から支援しているケアマネジャーや、相談支援専門員とも連携しながら決めていけるようなチーム形成が必要になります。

会 長： 具体的に、相談したいときにはまずどこに行けばいいのですか。

事務局： 今の段階では、市役所健幸長寿課若しくは地域包括支援センターがその機能を有しています。早い段階から、どちらかに相談いただくと、市長申立も視野に入れながら進めていきます。

会 長： 認知症の方は、かかりつけの医療側も知識があまりないこともあり、ご本人側からも言ってくるようなことは無いので、提案はいいと思います。整備をうまくできればと思います。

事務局： そこで地域連携ネットワークが重要になります。医療、介護、障がい、司法、地域のネットワークが大切になります。特に、地域の民生委員の存在は大切であり、これらの情報を集約するネットワークづくりが大事になってきます。

会 長： 資料No.4－③の図にある協議会とはなんですか。

事務局： 成年後見制度利用促進について課題を話し合う場です。現段階では守谷市では中核機関、協議会の設置は未整備な状況です。国や県でも早期設立を発出していますので、当市でも第8期計画に準じて中核機関の設置、成年後見制度利用促進を進める計画です。

会 長： その他の議題について事務局からお願いします。

4 その他

- (1) 地域密着型サービス事業所「ニチイケアセンター守谷」の指定更新について
地域密着型サービス事業所「ニチイケアセンター守谷」の指定更新について
介護福祉課から説明しご意見をいただいた。

【主な意見等】

会 長： この事業所は何年位やってらっしゃるのですか。

事務局： 2009年10月から守谷市でグループホームとして開設し、6年前にも更新しています。

会 長： 特に問題ありませんので、今後もということで。

事務局： ありがとうございます。

- (2) 次回の会議日程について

令和3年10月26日（火）午後1時30分から開催予定。

5 閉会